

【払戻金制度について】

採用決定者が就業開始後、退職または解雇された場合（以下、退社という。）、

乙は甲の請求により、報酬の一部を、下記各号のとおり返還する。

但し、その名目上もしくは形式上の理由にかかわらず、退社等が実際には甲の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が、採用決定時の労働契約の内容と著しく異なることに

起因する場合、または甲の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

- ・ 入社日から1ヶ月以内の退社の場合、報酬の50%に相当する金額
- ・ 入社日から1ヶ月を超え3ヶ月以内の退社等の場合、報酬の20%に相当する金額